

## 六戸町定住促進新築住宅建設補助金交付要綱

令和元年十一月二十一日

告示第九十六号

(趣旨)

第一条 町は、子育て世帯や高齢者などの住宅困窮世帯に対応した公営住宅整備の推進と併せ、中堅所得者層の良質な住宅取得を促進するため、六戸町内に定住を目的として新築住宅の建設を行う者に対し、住宅建設費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付については、六戸町補助金等の交付に関する規則(昭和五十二年六戸町規則第三号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(モデルハウスについては、完了検査の日から起算して一年を経過したもの除く)をいう。
- 二 建設 建築又は売買による取得をいう。
- 三 専用住宅 居住の目的だけに建てられた住宅をいう。
- 四 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分が結合している住宅をいう。
- 五 住宅建設費 建物の本体工事費又は取得費をいう。ただし、土地購入費、外構工事等の付帯工事費、住宅展示場等による値引き及び浄化槽設置費を除く。
- 六 若者夫婦 申請の日において婚姻の届出をしているいずれも四十歳未満の夫婦をいう。

(補助金交付対象の新築住宅)

第三条 補助金の交付対象となる新築住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 専用住宅又は併用住宅であること。
- 二 玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えており、床面積が五十平方メートルを超える住宅であること。ただし、併用住宅の場合においては、店舗、事務所等に専有する床面積を除いた住宅部分の床面積が五十平方メートルを超えること。
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上の性能を有する住宅であること。
- 四 建物表題登記を申請者の名前で行うこと。

(補助金交付対象者)

第四条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、前条に規定する新築住宅を建設した者であって、第七条第一項の規定による申請の日において、次の各

号のいずれにも該当するものとする。

- 一 交付対象となる新築住宅に住民登録していること。
- 二 六戸町に三年以上継続して定住する意思があること。
- 三 世帯全員に本町の町税その他の納付金の滞納がないこと。
- 四 町内会に加入していること。ただし、未組織区域は除く。

(補助金交付件数)

第五条 補助金の交付件数は、毎年度予算の範囲内において町長が定める。

(補助金の額)

第六条 補助金の額は、住宅建設費(併用住宅の場合は店舗、事務所等に専有する床面積の部分の金額を除く)の百分の三以内の額(その額に一万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の限度額は五十万円とする。

- 2 交付対象者が若者夫婦の場合は、前項の補助金の額に十万円を加算して交付するものとする。
- 3 補助金の交付は、当該交付対象者につき一回限りとする。

(補助金の交付申請)

第七条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- 一 世帯全員の住民票
- 二 町税の未納が無いことの証明書(町外転入者で固定資産税の課税が無い場合は、書類提出不要)
- 三 位置図・平面図(建築確認)の写し、検査済証の写し(完了検査)及び省エネ性能書類の写し
- 四 住宅の建設を証する書類  
(建築工事請負契約書と内訳書(見積書)の写し、又は売買契約書と内訳書(見積書)の写し、完成引渡書の写し等)
- 五 定住確約書(様式第二号)
- 六 町内会加入証明書(様式第三号)
- 七 国の助成申請に関する申告書(様式第四号)
- 八 その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、完成引渡日から三箇月以内とする。

(補助金交付の決定)

第八条 町長は、前条第一項の規定による申請があったときは、審査をおこない、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の決定をした場合において、定住促進新築住宅建設補助金交付・不交付決定通知書(様式第五号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び実績報告)

第九条 前条の規定による交付決定を受けた者は、交付決定の日から三十日以内に定住促

進新築住宅建設補助金請求書兼実績報告書(様式第六号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書(建物)
- 二 新築住宅の完成写真  
(補助金の確定)

第十条 町長は、前条の報告書を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査により、交付すべき額を確定し、定住促進新築住宅建設補助金確定通知書(様式第七号)により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第十一条 町長は、申請内容に虚偽の事項があった場合は、補助金の交付の決定を取消しすることができる。

2 町長は、前項の決定をしたときは、定住促進新築住宅建設補助金取消通知書(様式第八号)により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第十二条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、定住促進新築住宅建設補助金返還命令書(様式第九号)により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた納付期限までにこれを納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額(その一部について納付があったときは、納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、当該納付があった額を控除した額)に年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(補則)

第十三条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成二十四年四月一日から施行する。

(失効)

この要綱は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。

(失効)

この要綱は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成二十八年四月一日から施行する。

(失効)

この要綱は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。

(失効)

この要綱は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和二年四月一日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和四年三月三十一日限りで、その効力を失う。

附 則(令和四年三月三〇日告示第三七号)

(施行期日)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

(失効)

この告示は、令和六年三月三十一日限りで、その効力を失う。

附 則(令和六年三月二十五日告示第三二号)

(施行期日)

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

(失効)

この告示は、令和八年三月三十一日限りで、その効力を失う。

附 則(令和七年一二月九日告示第一二八号)

(施行期日)

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

(失効)

この告示は、令和九年三月三十一日限りで、その効力を失う。

様式第一号(第七条関係)

令和 年 月 日

六 戸 町 長 殿

住 所  
氏 名 ④  
電話番号

定住促進新築住宅建設補助金交付申請書

定住促進新築住宅建設補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額

建物本体工事費分	円
若者夫婦加算分	円
合 計	円

※ 建物本体工事費分は、建物本体工事費に3%を乗じて10,000円未満の端数を切り捨てた額とし、限度額を500,000円とする。なお、併用住宅の場合は面積案分により店舗部分を除くこと。

2 新築住宅の概要

① 建設場所	六戸町				
② 建設の種類	建築・売買				
③ 建設の時期	建築	建築請負契約日	令和	年	月 日
		完成引渡日	令和	年	月 日

- 売買 建設工事完了日 令和 年 月 日  
 契 約 日 令和 年 月 日
- ④ 住宅の種類 専用住宅・併用住宅  
 ⑤ 部屋の有無 玄関 有・無 居室 有・無 便所 有・無  
 風呂 有・無 台所 有・無  
 ⑥ 床 面 積  $m^2$   
 うち店舗、事務所等の専有面積  $m^2$   
 ⑦ 住宅建設費 建物本体工事費(取得費) 円  
 土地購入費 円  
 付帯工事費 円  
 (外構、造成、解体、敷地外の水道引込、車庫、その他)  
 住宅展示場等値引き 円  
 浄化槽設置費 円  
 合 計 円  
 ※消費税込価格を記入すること。
- ⑧ 国の助成申請 有・無

### 3 世帯の概要

フリ 氏	がな 名	続柄	生 年 月 日	年齢	備考(職業・所在地)
		本 人	年 月 日		
		配偶者	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

### 4 関係書類

- ① 世帯全員の住民票または外国人登録済証明書の写し
- ② 前年度分の町税の納税証明書(町外転入者は、書類提出不要)
- ③ 位置図・平面図(建築確認)の写し、検査済証の写し(完了検査)及び省エネ性能書類の写し
- ④ 住宅の建設を証する書類  
(建築工事請負契約書と内訳書(見積書)の写し、  
又は売買契約書と内訳書(見積書)の写し、完成引渡書の写し等)
- ⑤ 定住確約書(様式第2号)
- ⑥ 町内会加入証明書(様式第3号)
- ⑦ 国の助成申請に関する申告書(様式第4号)
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

様式第二号（第七条関係）

令和 年 月 日

六 戸 町 長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

④

定 住 確 約 書

私は、今後3年間以上継続して六戸町に定住することを確約します。

様式第三号(第七条関係)

令和 年 月 日

町内会加入証明書

住 所 六戸町 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者は町内会に加入していることを証明します。

町内会名 \_\_\_\_\_

会 長 \_\_\_\_\_ ㊟

様式第四号(第七条関係)

令和 年 月 日

六 戸 町 長 殿

住 所

氏 名

電話番号

㊞

国の助成申請に関する申告書

定住促進新築住宅建設補助金の交付申請に当たり、国の補助申請（予定）について、次のとおり申告します。

	補助金・交付金等の名称
1	
2	
3	

殿

六戸町長

定住促進新築住宅建設補助金交付・不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった定住促進新築住宅建設補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交 付

交付決定額 円

事業内容 対象となる新築住宅は、定住促進新築住宅建設補助金交付申請書に記載のとおりとする。

2 不 交 付

理 由

※ この交付決定を受けた方は、すみやかに定住促進新築住宅建設補助金請求書兼実績報告書を提出してください。

様式第六号(第九条関係)

令和 年 月 日

六 戸 町 長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

定住促進新築住宅建設補助金請求書兼実績報告書

令和 年 月 日付け六戸町指令第 号で交付決定の定住促進新築住宅建設補助金の事業が完了したので、関係書類を添えて請求及び実績を報告します。

記

1 補助金請求額 円

2 添付書類

- ① 登記事項証明書(建物)
- ② 新築住宅の完成写真
- ③ 口座振替申込書

様式第七号(第十条関係)

第  
令和 年 月 日 号

殿

六戸町長

定住促進新築住宅建設補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった定住促進新築住宅建設補助金請求書兼実績報告書を審査した結果、補助金 円を交付することに確定したので通知します。

様式第八号(第十一条関係)

第 号  
令和 年 月 日

殿

六戸町長

定住促進新築住宅建設補助金取消通知書

令和 年 月 日付け六戸町指令第 号で交付決定をした定住促進新築住宅建設補助金については、下記のとおり取り消しますので通知します。

記

1 取消理由

2 取消内容

様式第九号(第十二条関係)

第 号  
令和 年 月 日

殿

六戸町長

定住促進新築住宅建設補助金返還命令書

令和 年 月 日付け六戸町指令第 号で交付決定をした交付済みの定住促進新築住宅建設補助金について、返還を命じますので期限までに納付してください。

なお、命じられた納付期限までに納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（その一部について納付があったときは、納付の日以後の期間に係る延滞金の計算と基礎となる額は、当該納付があった額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収します。

記

1 補助金交付済み額 円

2 補助金返還請求額 円

3 補助金返還納付期限年月日 令和 年 月 日

様式第一号(第七条関係)

様式第二号(第七条関係)

様式第三号(第七条関係)

様式第四号(第七条関係)

様式第五号(第八条関係)

様式第六号(第九条関係)

様式第七号(第十条関係)

様式第八号(第十一条関係)

様式第九号(第十二条関係)